

平成20年12月15日

検察審査会事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第一課長 齊藤 啓昭

審査補助員の委嘱等について（事務連絡）

平成21年5月21日から導入される審査補助員制度に関し、その委嘱手続等について日本弁護士連合会と協議した結果、弁護士会から推薦された弁護士に委嘱する方式によることとなりましたのでお知らせします。具体的な事務の流れ等は別紙1のとおりであり、検察審査会事務局長から弁護士会に対して別紙2の推薦依頼書を送付し、これに基づいて弁護士会から推薦された弁護士に対して別紙3の委嘱書を交付して審査補助員を委嘱することになります（解嘱する場合には、別紙4の解嘱書を当該審査補助員に交付する。）。

については、地方裁判所の所在地にある検察審査会（東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡にあっては、第一検察審査会）の事務局長におかれでは、対応する弁護士会との間で、別紙1ないし4を参考の上、下記の事項について確認していただくようお願いします。

なお、審査補助員の委嘱に関する弁護士会との確認事項については、地方裁判所の所在地にある他の検察審査会の事務局長に、適宜の方法で周知してください。

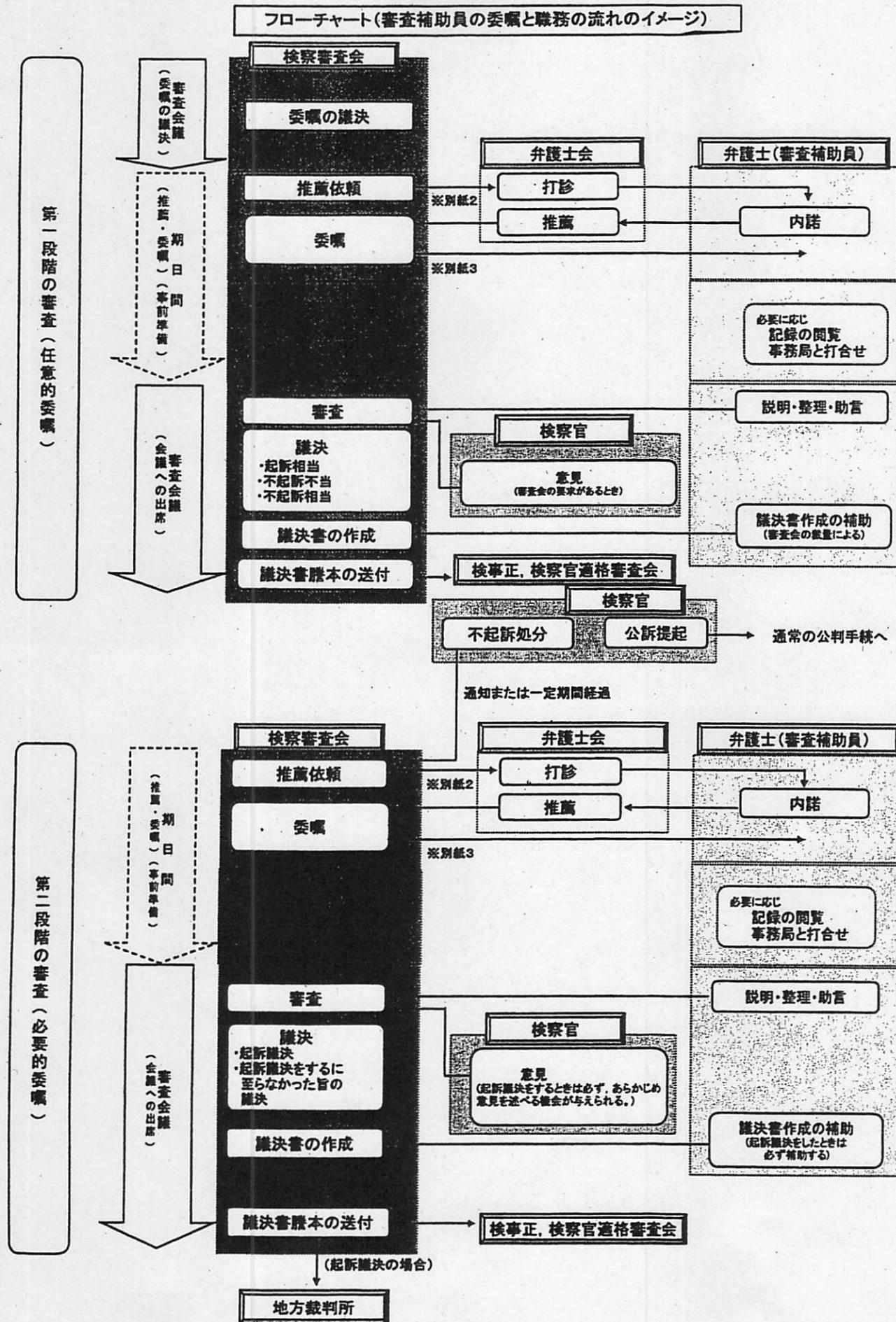
おって、審査補助員の手当額等については、現在検討中であり、検討終了後、改めてお知らせします。

記

- 1 弁護士会及び検察審査会の担当者、連絡先
- 2 推薦依頼書及び回答書面の内容、様式
- 3 推荐依頼書及び回答書面の送付時期（回答期限を含む。）

4 委嘱書（解嘱書）の交付方法

5 その他必要な事項



(別紙2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇弁護士会 御中

〇〇検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○

推 薦 依 頼 書

下記の事件の審査を行うに当たり、検察審査会法の規定による審査補助員を委嘱することになりましたので、貴会所属の弁護士を〇月〇日までに当事務局に推薦してください。

記

- 1 申立人氏名
- 2 申立人代理人（弁護士）の有無及び氏名
- 3 被疑者氏名
- 4 被疑者弁護人の有無及び氏名（弁護人であった者を含む。）
- 5 被疑罪名
- 6 被疑事実の要旨
- 7 次回審査会議日時
- 8 第一段階の審査又は第二段階の審査の別（なお、第二段階の審査である場合、第一段階の審査において委嘱された審査補助員がいるときは、その者の氏名）
- 9 その他参考事項

(別紙3)

平成〇〇年〇〇検察審査会(〇〇)第〇〇号

委 嘱 書

弁護士 〇〇〇〇 殿

検察審査会法【第39条の2第1項、第41条の4（※いずれかの条文を記載する。）】
により、審査補助員に委嘱する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇検察審査会（庁印）

(別紙4)

平成〇〇年〇〇検察審査会(〇〇)第〇〇号

解 嘱 書

弁護士 ○○○○ 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで委嘱した審査補助員を解嘱する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇検察審査会(印)